

監事監査報告書

令和5年5月25日

学校法人 池峯学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 池峯学園

監事 柴山 智恵子

監事 大谷 佳代美

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人池峯学園寄付行為第7条に基づいて
同学園の令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)の業務並びに財産
の状況について監査を行った。

私たちは、監査に当たり理事会および評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、
重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人池峯学園の業務及び財産の状況は適切であり不正の行為又は法令若
しくは、寄付行為に違反する重要な事実はないものと認める。

以上